

令和 8 年度後期分授業料免除申請要項

(大学院日本人学生用)

○授業料免除申請書類は、本要項を熟読し、十分理解した上で、事実に基づき作成すること。

○本学は、授業料を口座振替で徴収しています。口座振替の手続きがまだ完了していない場合は、申請前に口座振替の手続きを行い、預金口座振替依頼書（大学提出用）を授業料免除申請書類提出時に同封すること（入学者はオリエンテーションで提出）。

○提出期限を過ぎたものは一切受付しません。また、免除担当から期限を付して請求した不足書類を期限までに提出しない場合は選考の対象としません。

1. 免除対象者（申請者）

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
 - (2) 授業料の納期前 6 月以内（新入学者は入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が日本国内において風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者
 - (3) (1) 又は (2) に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある者
- (注) 原級にとどまっている者、修業年限を超えた者の授業料は免除しません。

2. 選考方法及び免除の種類

- (1) 選考は、富山大学教育・学生支援機構学生支援センターにおいて、富山大学授業料免除者選考基準に基づき、学力基準と家計基準のいずれにも該当する者から行います。
- (2) 免除許可者は、納付すべき授業料年額半期分の全額又は一部を免除します。

3. 申請の流れ

配布期間に窓口で提出用封筒を受け取る → 本学ウェブサイトより申請書類をダウンロード
→ 書類作成 → 大学へ提出 → 申請受付 → 不備・不足書類の連絡および再提出
→ 選考・決定 → 選考結果通知 → (一部免除者・不許可者のみ) 指定の期日までに授業料を納入

※不足書類がある場合は連絡をすることがありますので、担当からの電話には必ず対応してください。

※選考結果が決定するまで授業料の口座振替は行いません。

※免除結果は、ヘルン・システム及びアクティブメールにより 1 月中旬頃に通知予定です。必ず各自で確認してください。

4. 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日 (金) 17:00 まで

(令和 8 年 10 月入学者のみ) → **10 月 2 日 (金) 17:00 まで**

※申請書類は、提出用封筒または角形 A4 号の封筒に入れて提出すること。

※郵送の場合は、提出期限以前の日本国内の郵便局の消印のある**特定記録郵便**のみ受理します。

※郵送の際は封筒の表面に「授業料免除申請書類在中」と記入してください。

5. 提出先

以下の宛先に特定記録郵便で郵送、又は学生支援課（五福キャンパス）の窓口へ提出。

〒 930-8555 富山市五福 3190

富山大学 学務部 学生支援課 授業料免除担当

6. 選考基準について

選考は、学力基準、家計基準のいずれにも該当する者から、予算の範囲内で行います。そのため、基準を満たしていても免除にならない場合もあります。

申請前に、以下より学力基準および家計基準を満たしていることを必ず確認してください。

<https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/financial-support/exemption/>

7. 申請書類の記入方法等について

- ・申請書類は「送付書」を確認の上、不備・不足がないように提出してください。
- ・申請書類は、手書きの場合は消えないペンで記入してください。また、パソコン等で入力して作成する場合でも、授業料免除願の氏名欄は、本人及び学資負担者がそれぞれ自署してください。
- ・授業料免除願・家庭調書は、令和8年10月1日現在で作成することとし、家族の独立等の異動を見込んで記入してください。
- ・不足書類等を送付する場合は、必ず学籍番号・本人氏名を記載したメモを同封してください。

【独立生計者として申請する要件】

次の要件に全て該当し、その事実を証明する書類*を提出できる方は、独立生計者として申請することができます。（*詳細は「送付書」をご確認ください。）

- ・大学院生
- ・所得税法上及び健康保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でない
- ・父母等と別居（住民票も別に）しており、仕送り等の継続的な援助を受けていない
- ・本人（または配偶者）の収入や奨学金等のみで生計を立てており、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書でその証明ができる

※要件を満たす全ての方が、必ず独立生計者として申請しなければならない、というものではありません。

【風水害等による被災や、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変している場合】

該当する者は、事前に窓口へご相談ください。

【日本学術振興会特別研究員（DC1, DC2）に採用されている場合】

令和8年度後期より、日本学術振興会特別研究員（DC1, DC2）に採用されている大学院生は、採用期間中の授業料が全額免除となります。該当する学生は、申請書の提出は必要ありません。

8. 注意事項

- ・申請を辞退する場合は、「辞退届」を記入の上、免除担当窓口提出してください。
- ・申請書類に含まれる個人情報、選考、調査及び学生支援業務以外には使用しません。
- ・免除が許可されても、申請書類等に虚偽の事実が判明した場合は、富山大学授業料免除及び徴収猶予に関する内規第17条により免除を取り消します。
- ・授業料免除に関して連絡をすることがありますので、以下の連絡先を登録し、担当からの電話には必ず対応してください。連絡が取れない場合は、申請無効とします。

【免除担当窓口】

学務部学生支援課 TEL 076-445-6087 kgakusei@adm.u-toyama.ac.jp

※所属キャンパスを問わず、学生支援課より連絡する場合があります。